

港区一般廃棄物処理基本計画(第3次)策定支援業務委託事業候補者選考に関する質問への回答

質問番号 (事務局 整理順)	質問事項	資料名	該当の 箇所・様式	質問内容	回答
1	契約期間・履行期限 について	港区一般廃棄物処理基本計 画(第3次)策定支援業務委託 事業候補者募集要項	1頁 22行目	ホームページ上(「港区一般廃棄物処理基本計画(第3次)策定に関する支援業務委託事業候補者をプロポーザル方式により募集します」)では契約期間が令和3年3月31日までとなっておりますが、募集要項の履行期限である令和3年2月28日までを正と考えてよいでしょうか。	募集要項の履行期限に誤りがありました。正しい履行期限は令和3年3月31日です。
2	会社概要について	港区一般廃棄物処理基本計 画(第3次)策定支援業務委託 事業候補者募集要項	4項 21行目	任意様式で提出する「会社概要」は、共同事業体を構成する場合、代表事業者・構成事業者いずれも、提出が必要でしょうか。もしくは、代表事業者のみ提出すると解釈してよいでしょうか。	共同事業体を構成する場合、「会社概要」は、代表事業者・構成事業者いずれもご提出ください。
3	会社概要について	港区一般廃棄物処理基本計 画(第3次)策定支援業務委託 事業候補者募集要項	4項 21行目	任意様式で提出する「会社概要」は、A4版1ページとありますが、A4両面で1ページ以内と解釈してよいでしょうか。	「会社概要」は、A4版の両面1ページ以内です。
4	他自治体等で刊行した 主な計画書・調査報告書 等の参考図書について	港区一般廃棄物処理基本計 画(第3次)策定支援業務委託 事業候補者募集要項	4項 22行目	標記の「参考図書」は、弊社で策定支援を行い、各自治体等のホームページで公表されている計画書等を全ページ提出することになるでしょうか。 また、提出する計画書等の数に指定はありますか。	「参考図書」は、代表例として1~2自治体の本編及びデータ等の資料編を含めた全部をご提出ください。 提出部数は各2部でお願いします。
5	業務責任者について	港区一般廃棄物処理基本計 画(第3次)策定支援業務委託 事業候補者募集要項	5項 27行目	9(8)の「業務責任者」については、管理技術者と同意と考えてよいでしょうか。もしくは、管理技術者の指示のもとに、業務を担当する責任者との理解でよいでしょうか。	管理技術者と同意です。 ただし、共同事業体の場合は、代表事業者の管理技術者とします。
6	著作権法に関する意 思表示方法について	港区一般廃棄物処理基本計 画(第3次)策定支援業務委託 事業候補者募集要項	6項 25行目	著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合、提出書類毎に意思表示及び該当箇所を明記するのでしょうか。もしくは、該当箇所を一覧とした別紙で提示してよいでしょうか。	著作権法に規定する意思表示の該当箇所について、一覧とした別紙で提示してください。

質問番号 (事務局 整理順)	質問事項	資料名	該当の 箇所・様式	質問内容	回答
7	業務責任者について	港区一般廃棄物処理基本計画(第3次)策定支援業務委託事業候補者選考方針	1項 26行目	2(2)に「業務責任者(複数人いる場合はうち1名)」とありますが、業務責任者は管理技術者と同意(複数人とする場合は、管理技術者1名とその指示のもとに業務を担当する責任者)と考えてよいでしょうか。もしくは、管理技術者の指示のもとに、業務を担当する責任者との理解でよいでしょうか。	管理技術者と同意です。 ただし、共同事業体の場合は、代表事業者の管理技術者とします。
8	区内事業者について	港区一般廃棄物処理基本計画(第3次)策定支援業務委託事業候補者選考方針	4項 10行目	共同事業体を構成する代表事業者又は構成事業者が、提案書提出時点において、別紙2選考方針の「港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準」の認定期間を過ぎている場合(1年未満)、速やかに更新手続きをすることを前提に、区内事業者として参加することは可能でしょうか。	区内事業者として参加するには、提出書類受付期限である令和2年1月17日(金)までに区内事業者の認定基準の認定を受けていることが必要ですので、早急に区の契約管財課契約係に相談のうえ、認定の申請を行ってください。
9	統括責任者及び業務担当者について	港区一般廃棄物処理基本計画(第3次)策定支援業務委託事業候補者募集要項	様式5 様式5-2	様式5の「統括責任者」については、管理技術者と同意と考えてよいでしょうか。 また、区外事業者と区内事業者が共同で提案する場合は、統括責任者(管理技術者)には、代表事業者に所属する従業員を記載し、業務担当者は代表事業者もしくは構成事業者に所属する従業員を記載すればよいでしょうか。	様式5の「統括責任者」について、単独事業者の場合は管理技術者と同意とし、様式5「統括責任者欄」に記載してください。 共同事業体の場合は、代表事業者の管理技術者と同意とし、様式5「統括責任者欄」に記載してください。共同事業体の構成事業者にも管理技術者がいる場合は、様式5の統括責任者欄を空欄とし、様式5の「業務担当者欄」に記載してください。 様式5-2は、様式5に書ききれない従業員を記載してください。 また、区外事業者と区内事業者が共同で提案する場合、「統括責任者」には、代表事業者に所属する従業員を記載し、業務担当者は代表事業者もしくは構成事業者に所属する従業員を記載とします。